

第3章 基本目標と基本方針

1 基本目標

第2章に示した本市の教育を取り巻く現状や課題、さらに予測できないような社会変化もあり得る中で、本市のこれからへの教育が展開されていくことになります。

これからは、教育を通じて多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、幸せや豊かさを感じられる地域や社会を市民みんなでつくっていくことが大切な時代となります。そして、市民一人ひとりがふるさとである寒河江を愛する心をもち、ともに学び合い、育み合い、高め合いかながら、様々な変化が予想される社会の中で、寒河江から豊かな未来を創造していく、たくましくしなやかな人材を育成していくことが、からの教育に求められています。

このような観点を踏まえ、全国に誇る「教育都市さがえ」の実現を目指して、本計画における基本目標を次のように定めます。

**一人ひとりが幸せや生きがいを感じ
豊かな未来を創造していく人づくり**
～ 寒河江市民みんなで「育つ」「育てる」～

2 基本方針

この基本目標を具現化するため、今後 10 年間を見通した寒河江市の教育の基本方針として次の 7 つを定めます。

- 【基本方針1】 いのちを大切にし 豊かな心と健やかな体を育む
- 【基本方針2】 多様な教育ニーズに応じた支援の充実を図る
- 【基本方針3】 学ぶ力を身に付け 豊かな未来を創造していく資質・能力を育む
- 【基本方針4】 生涯にわたって 生き生きと学び・活動し続ける取組みを推進する
- 【基本方針5】 ふるさとに愛着と誇りをもち 郷土の歴史と文化を大切にする心を育む
- 【基本方針6】 教育分野における DX（デジタルトランスフォーメーション）を推進する
- 【基本方針7】 教育を取り巻く環境や社会の変化・課題に対応した取組みを推進する